平成２１年（フ）第９号
茨城県水戸市千波町467番地の85
破産者　野澤　正光
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第７１号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦379番地
破産者　富高　勝幸
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
盛岡市上厨川字幅90番地２
破産者　小川　晴樹
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２０２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡34番地の２
破産者　村上　三男
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７６２号
宮城県黒川郡大郷町中村字東沢11番地の１
東沢団地２－１
破産者　高橋　正明
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
宮城県黒川郡富谷町明石台１丁目20番地８
破産者　庄子よし子
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１０号
福井県敦賀市長沢42号１番２の205号室、住民票上の住所福井県敦賀市栄新町４番14号
破産者　坂本　和之
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３５号
福井県大飯郡おおい町名田庄下第70号29番地
破産者　堂脇　茂樹
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成１９年（フ）第２９２２号
愛知県半田市白山町２丁目41番地　ベストハウスＢ棟１階、開始決定時の住所愛知県半田市花園町３丁目11番地の14
破産者　西村　啓章
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５４号
名古屋市南区西又兵ヱ町１丁目25番地の５
グリーンハイツ大江601号
破産者　本城　洋道
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８５号
名古屋市千種区京命１丁目６番32号
破産者　丹羽　弘薫
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８３号
愛知県東海市大田町畑間75番地の３
破産者　山内　充完
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２００号
名古屋市南区星宮町31番地　星宮荘７号
破産者　永田　耕一
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市出石町町分319番地の３
破産者　農座　和則
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
兵庫県豊岡市出石町町分20番地
破産者　農座　隆浩
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
広島県廿日市市阿品台東３番13―301号
破産者　清田　勝矢
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第８５９号
大分市大字種具1187番地の１
破産者　今村　雅之
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７９号
大分市大字羽屋727番地の１カーサ豊府105
破産者　伊豆原正照
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１８号
大分市大字上判田3211番地の78
破産者　安立　寿良
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第３０号
大分県佐伯市大字木立5614番地３
破産者　福元　康夫
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係